

助成の内容

1補助対象者は阿蘇市に住所を有し次のいずれかに該当する世帯となります。

- (1) 65歳以上のみの世帯
- (2) 身体障害者手帳の等級が1級若しくは2級の者がいる世帯
- (3) 療育手帳の等級がA1若しくはA2の者がいる世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の者がいる世帯
- (5) 介護保険の認定区分が要介護4または5の者がいる世帯

2補助金の対象となる費用は、補助対象者が居住する家屋の雨樋及び附随する排水路とし、除灰のために作業を委託した費用で平成27年度中に支払った分とします。

3補助金の額は、除灰作業委託に要した費用の2分の1（千円未満切捨て）とし、1万円を上限とします。また、補助の回数は1回限りとします。

4助成の申請を受けたい場合は、除灰作業委託費用の領収書、印鑑を持参のうえ、市役所福祉課または各支所にて申請してください。

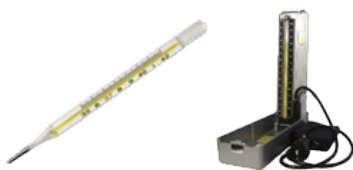
自力が除灰が困難な高齢者の方や、障がい者の方などが居住する家屋の雨樋などの清掃を委託した費用の一部を助成します。詳細は左記をご覧ください。役所福祉課までお問い合わせください。

要援護者などに対する
火山灰の除去費用を助成します

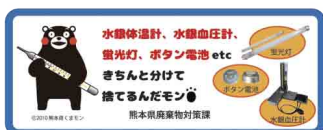
福祉課 総合福祉係 ☎ 22・3167

水銀体温計・水銀血圧計の回収方法

- 対象品目 水銀体温計・水銀血圧計
※電子式のもの是对象外です。
※事業者からの持ち込みはできません。



- キャンペーン期間 12月1日(日)～12月28日(日)
- 回収場所 市役所市民課、各支所、大阿蘇環境センター未来館
- 回収方法 直接窓口にお持ちください。
- その他 水銀体温計・水銀血圧計を持参いただいた方には、くまモンのマグネットシートを差し上げます。(数に限りがあるため、先着順で、なくなり次第終了となります。)



熊本県では、「水銀フリー熊本宣言」を行い、できるだけ水銀を使用しない社会づくりに取り組んでいます。事故などでの水銀流出による環境汚染を防止するため、家庭に眠る不要な水銀体温計・水銀血圧計を回収するキャンペーンを行っています。この機会に廃棄くださいますようお願いいたします。

家庭で眠っている
水銀体温計・水銀血圧計を回収します

市民課 生活衛生係 ☎ 22・3135

●車両の概要

車名	いすゞ 塵芥車
年式	平成10年6月
排気量	4.33L (4,330cc)
走行距離	241,046km
車検	無 平成27年6月24日満了
型式	4HF1
燃料	軽油
ナンバー	熊本88す9987
最低落札価格	¥50,000



公用車「塵芥車」を公売します

●市民課 生活衛生係 ☎22・3135

公用車「塵芥車」を公売します。入札参加を希望する方は、注意事項などをご確認ください。指定された日時に会場へお越しください。

公売の日時など

●公売日時

展示：12月18日（金）9:00～10:30
入札：12月18日（金）11:00～11:30
開札：入札終了後

●公売会場

阿蘇市役所 2階会議室

●入札保証金

保証金として1万円をご持参ください。

●落札者の代金納付期限

平成27年12月25日（金）午後3時まで

●注意事項

- ▶動作保証はしない。
- ▶代金納付は現金のみとする。
- ▶入札開始前までに受付をすること。
- ▶落札者は売却決定日から3週間以内に登録抹消または名義変更を落札者の費用負担により行うこと。

●その他必要なもの

印鑑（代理人の場合は代理人の印鑑、法人の場合は代表者印）
代理人が入札する場合は委任状。

塗装・防水工事・メンテナンス

井上 株式会社

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

（屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他）

防水内容

（雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他）

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501

12月3日から9日は「障害者週間」です

● 福祉課 総合福祉係 ☎ 22・3167

12月3日(木)から9日(水)までは、「障害者週間」です。市民の皆さまに障がい者福祉について理解を深めていただくとともに、障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。

市では、身体・知的・精神障がい者やその家族を支援していますのでお気軽にご相談ください。また、障がいの種別や状況に応じた福祉制度をまとめた「障がい福祉のしおり」を福祉課及び各支所に設置していますので、ご希望の方はお申し出ください。
なお、各種障がい者制度の概要は以下のとおりです。



各種障がい者手帳・障害者制度の概要

身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある方に、熊本県知事から交付される手帳です。『障害』の程度は、重い方から順に1級～6級まで分けられています。

[申請手続き]

身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真(たて4cm×よこ3cm)・印鑑

療育手帳(知的障害者福祉手帳)

知的障がいのある方がさまざまな制度を利用する際に必要となる手帳です。障がいの程度によってA(重度)とB(中・軽度)に分けられます。

[申請手続き]

手帳交付申請書・写真1枚・印鑑

※申請後、申請者ご自身が熊本県福祉総合相談所に出向き判定が必要。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期(6ヶ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため熊本県から交付されます。

[申請手続き]

申請書・診断書(精神障害者保健福祉手帳用)・写真1枚・印鑑

※精神障がいを事由とする障害年金を受給されている方は診断書に代わり年金証書で申請することも可。

特別障害者手当

身体また知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給される手当です。(所得による支給制限あり。)

[手当額] 月額26,620円(金額は変動)

<以下の方は該当しません>

- 障害者支援施設等の施設に入所している人
- 病院・診療所等に3カ月を超えて入院している人

障害児福祉手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の障がい児(20歳未満)に対して支給される手当です。(所得による支給制限あり。)

[手当額] 月額14,480円(金額は変動)

<以下の方は該当しません>

- 肢体不自由児施設などに入所している人
- 障がいを支給事由とする年金給付を受けている人

特別児童扶養手当

20歳未満の精神(知的)または身体に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方に対して支給される手当です。

[手当額]

1級 月額51,100円

2級 月額34,030円(金額は変動)

重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障がい者(児)が各医療保険で医療などを受けた場合は、その一部について市が助成します。

(対象者)

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給相当者で「重度心身障害者医療費受給資格者証」をお持ちの方

(助成額)

[入院外] 医療費/月 - 1,020円 = 助成額

[入院] 医療費/月 - 2,040円 = 助成額

※1医療機関ごとに上記負担金が必要。

※高額療養費などは除く。

阿蘇市身体障害者等地方年金支給制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に5,000円を12月に支給するものです。

※福祉施設に入所している方は除く。

平成28年度放課後児童クラブ入所のご案内

●福祉課子育て支援係
☎22・3167

来

年4月から放課後児童クラブの入所を希望する方は、次のとおりお申し込みください。期日までに申し込みがない場合は、入所ができないことがありますので、忘れずにお申し込みください。

放課後児童クラブ(学童保育)とは?

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とします。

阿蘇市でも、少子化対策と児童の放課後の安全確保の一つとして、放課後児童クラブを設置しています。運営は保護者の負担金と市から運営団体への委託料により行われています。



●阿蘇市放課後児童クラブの設置状況と入所申込

平成28年度入所申し込みは、各放課後児童クラブに備え付けの「入会申込書」と必要書類を添付のうえ、下記の各クラブへ期日までにお申し込みください。

なお、長期休業期間中(夏休みなど)のみの利用をご希望の方も、この期限内にお申し込みください。

校区	一の宮小学校	阿蘇小学校	阿蘇西小学校	内牧小学校
クラブ名	(未定)	へきすい元気っ子クラブ	阿蘇西アイガモ学童クラブ	うちのまきスマイルキッズクラブ
場所	一の宮給食センター(予定)	阿蘇小学校体育館2階	阿蘇西小学校校長官舎	内牧小学校体育館2階
電話	090-5934-9185 0967-22-2444	080-1782-0706 (学童専用携帯電話)	080-1533-1353 (学童専用携帯電話)	080-6434-9101 (学童専用携帯電話)
負担金 (一人当たり月額)	4,500円	4,300円	4,500円	4,500円
時間	月~金	14:30 ~ 19:00	14:30 ~ 18:00	14:30 ~ 18:00
	土曜	7:30 ~ 17:30		7:30 ~ 13:00
	長期休暇中	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 18:00	8:00 ~ 18:00
申込み期限	1月23日	1月31日	1月31日	1月31日

*長期休暇中は、負担金が変わります。また、年会費及びスポーツ安全保険に加入のための保険料も別途必要となります。(クラブにより異なります。)

*平成28年度に新たに開校する一の宮小学校も放課後児童クラブが開校されます。詳しくはクラブへ直接お問い合わせください。

*阿蘇西小学校と尾ヶ石東部小学校の統合に伴い、尾ヶ石東部小学校の児童も阿蘇西アイガモ学童クラブへの加入が可能です。詳しくはクラブへ直接お問い合わせください。

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店 補聴器の効果が、見てわかる
熊本県各市町村福祉契約店 「補聴器効果測定」実施中!

財団法人 日本眼鏡技術者協会登録・認定眼鏡士の店
認定補聴器技能者 第18-2305号 認定眼鏡士 古物商許可 **阿蘇品 伸三**

~補聴器無料相談のお知らせ~
阿蘇温泉病院 毎週火曜日 午前10時~

あそしな ※ご自宅までの送迎・出張サービスは無料でっております。
☎0967-22-3619 携帯 090-4678-2995

老後に備え農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者だけが加入できる安全・安心な公的年金です。

少子高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されません。

農業者年金ならではの6つのメリット

- 1 農業者なら誰でも加入できます
国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人
- 2 積立方式で安定した財政運営が実施されます
- 3 80歳までの保証が付いた終身年金です
- 4 保険料は自分で決められ、いつでも変更できます
月2万円から6万7千円まで
- 5 保険料は全額所得控除の対象です
- 6 保険料の国庫補助制度があります(要件あり)
※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会、JA各支所までお問い合わせください。

農業者委員選挙人名簿の
登録申請が廃止になりました

● 農業委員会事務局 ☎ 22・3254

農

業委員会などに関する法律が改正され、平成28年4月

行わないことになりました。

1日からは、農業委員会委員の選出方法が公職選挙法による公選制(選挙による選出)から市長の選

する方が毎年1月に申請)から提出していただいている「農業委員選挙人名簿の登録申請」については、平成28年1月から提出する必要

任制に変更されます。これに伴い、来年度以降は、農業委員会委員選挙人名簿の調製を

行わないことになりました。したがって、農業者(該当する方が毎年1月に申請)から提出していただいている「農業委員選挙人名簿の登録申請」については、平成28年1月から提出する必要

手続きの方法

阿蘇市内の取扱い金融機関に「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えてついていますので、「納税通知書」、「預貯金通帳」、「通帳届出印」を持参し、必要事項を記入・捺印のうえ、金融機関に提出してください。

※阿蘇市外の金融機関には「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えてついているので、阿蘇市役所税務課までご連絡ください。依頼書をお送りします。

※手続き後は、翌年度以降も引き続き振替納付となります。

●振替の開始

金融機関に提出された月の翌月以降の納期の分から、振替開始となります。

納めることができないときはご相談ください

災害や会社の倒産、失業、廃業などの事情で納付ができない場合は、本人の申請により1年以内に限り納期限を遅らせたり、分納することができます。(一定の条件あり) まずはご相談ください。

市税等の納付は
便利な口座振替をおすすめします

● 税務課 収税係 ☎ 22・3148

□

座振替は、納期限日に金融機関の指定口座から自動的に振替を行うサービスです。納付のたびに市役所や金融機関などに行く手間が省けます。

●口座振替にできる税

▽市県民税(個人普通徴収) ▽固定資産税 ▽軽自動車税 ▽国民健康保険税

●取扱金融機関

▽肥後銀行 ▽熊本銀行 ▽熊本県信用組合 ▽JA阿蘇 ▽ゆうちょ銀行・郵便局